

令和 4 年

第 9 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 4 年 11 月 25 日
至 令和 4 年 11 月 25 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第9回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 25	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和4年11月25日

令和4年第9回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年第9回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年11月25日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年11月25日 午前11時00分				
	閉会	令和4年11月25日 午前11時31分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	8番 佐藤八郎		9番 高橋孝雄			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農事委員 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	△	選挙管理委員 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年11月25日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第86号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和4年第9回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件1件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。10月27日に、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が、本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和4年9月及び10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第86号について、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和4年第9回飯舘村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、長泥地区の特定復興再生拠点エリア造成工事について、工事内容を精査した結果、請負契約の変更が生じ仮契約を締結いたしましたので、ご承認いただきたく招集したものです。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第86号は、特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてです。令和3年7月29日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、のり面工事の増などの変更により、工事請負額に331万6,500円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は5億2,243万1,800円です。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については撤回されました。

（午前11時20分）

◎日程第4、議案第86号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第86号特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 説明資料ナンバー2のほうで質問いたします。

変更概要の中で、のり面、植栽、コンクリート、その他とそれぞれ増減ありますが、それぞれの金額が分かりましたらお知らせください。

建設課長（高橋栄二君） 金額の内容でございます。

まず、のり面工につきましては533万3,000円の増でございます。植栽工につきましては98万8,000円の減でございます。コンクリート舗装につきましては259万7,000円の減でございます。その他としまして、側溝工、あとは転落防止柵等で156万9,000円の増でございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） そのほか質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） ナンバー2、議案説明資料の中の植栽工について質問いたします。

当初設計において、行政区も確認した上でこのドウダンツツジということでの植栽があったかと思うんですが、今回ここを全て減にするということで、確認であります。これは

行政区のほうから、当初は植栽だったけれども、地元で花壇をしますということでの認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 植栽工、当初のドウダンツツジの予定の部分ではありますが、現在、長泥行政区では「花の里長泥」の再生ということで、地元で取組が進められているところでもあります。避難解除後も、地元の方々に自分たちの集会所周りを花できれいにしていきたい、自分たちの手でつくり上げていきたいということがありましたので、今回変更させていただいたところでもあります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 当初設計との違いの理由をそれぞれ教えていただきたい。なぜのり面工が必要になったのか。今、植栽工は別な花の管理を地元でやるので新たな植栽は必要ないということで間違いないか。あとコンクリート舗装が砂利になった、その辺の根拠を伺いたい。ずっとこの何年か、工事請負額があって、その後、変更があって、指名競争入札が、安く入れても、後で何か問題が起きればまたさらなる変更額として増額されるという、何かそういうふうにならずと、原発事故という災害があったからそういう流れになっているのでしょうか。当初設計の指導が、県とかそういう関係所からの指導がそういう形になっているのか、その辺を聞かせていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、それぞれの変更内容のなぜかという部分でございます。

まず、のり面工につきましては、当初工事の予定がなく、というのは、自然の今までの既存のままを手をつけないということでしたわけでございます。草もある程度生えていたということで、落ち着いているだろうということでおったんですが、昨今の降雨、雨の被害などで結構のり面が洗掘されたということで、今後周りの整備をしたところに影響を及ぼすということで、今回のり面の洗掘保護のための工事を追加したということでございます。

植栽につきましては、先ほど説明させていただきましたが、地元からのそういう要望もあってということでの変更でございます。

コンクリート舗装の部分であります。今回の工事で移動して保管しておいた既存の門柱を、再度施設周りが固まってきたために、場所を選定して設置をするということで、仮移設をしていたものをきちんと設置するという内容です。あとは、将来的にここも花壇等で地元の方が整備していきたいという部分があるので、将来的に掘り返すのが楽なようにということで、今は敷砂利において落ち着かせておいて、将来はそういった花壇等にも整備が簡単にできるようにという要望があったために、変更したものでございます。

以上でございます。

副村長（高橋祐一君） もう一つの質問としまして、当初指名競争という形でやってきた中で、変更で金額が変わっているんじゃないかという部分でありますけれども、この工事に関しても、6月のときに2億円ほどの金額を変更で落としているという状況であります。現在、復興・創生ということで、やはり短期間でいろんな事業を進めていかなければならないという中で、設計の精査をある程度標準的なものでまずは進めていくというところで、早期

発注、着手という形で進めてまいりました。そういう中で、やはりその現場の中の各種調整を発注してから業者と共にいながら実施していくことによって、やはり変更が生じてきているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 原発事故後のいろいろな点で、やり始まって思わぬことでいろいろ出てくるというのは、11年間たって、そのうちの6年後にやっと役場が来て云々という流れの中なので、いろいろ起きると思うんですけども、あまりにも、今回ののり面もそうですけれども、最初からあそこは地元の人に聞くと、あの岩盤そのものとか、周りのずっとボーリング調査なんかをちゃんとされて工事設計されているのかどうか分かりませんが、普通はそんな形でいろいろやられる。だから、一つ一つのそういう工事関係を見たときに、やはり設計段階で大枠というかある程度の、今副村長が言われた標準的な基準に従ってやるという、前回100%という指名競争入札もありましたけれども、何かその辺が非常に競争率が働かない飯館村なんだなというふうに思うんです。そして、その挙げ句、ほとんどの工事が変更の工事請負額が発生するんだなと見られたら、私困ると思うんです、今後においても。だから、そういう点においては、今後はどういうことを踏まえればこういうことのない中でやっていけるのか、その辺のお考えなり、施策の施行の在り方を聞いておきます。

総務課長（村山宏行君） 基本的に現場精査を行いながら工事を進めるということになります。当然、当初の設計の段階ではやはり標準的なもの、それから、なるべく変更が生じないような形で現場のほうを見ながら設計を行うわけですが、どうしてもこういった変更が生じているということで、その部分についてはご了承いただきたいと思います。

また、先ほど100%の部分があったということでありましたが、あれはもともとの設計額から予定価格を切って、その金額に入札をいただいて、その結果、たまたま一緒になったというだけでございますので、しっかり入札のほうは行わせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。
これから本案を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和4年第9回飯館村議会臨時会を閉会します。

(午前11時31分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月25日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄